

備品貸出要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、ジオパーク活動の推進のために、ジオツアー等を実施する団体に対し、島根半島・宍道湖中海ジオパーク推進協議会の管理する備品を貸し出すための手続その他必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第 2 条 この要綱に基づき、備品の貸出しを受けることができる団体は、ジオパーク活動の推進のために、ジオツアー等の取り組みを実施する各種団体、企業、学校その他の団体（以下「市民団体等」という。）とする。

(貸出申込)

第 3 条 備品の貸出しを希望する市民団体等は、貸出しを希望する日の 7 日前までに、備品貸出申込書（様式第 1 号）により、備品の貸出しを申し込まなければならない。
2 前項の申込みは、貸出しを希望する日の 6 月前から行うことができる。

(貸出)

第 4 条 貸出しを行う備品、備品の貸出可能数、貸出場所は別に定めることとし、貸出しの可否及び貸出数は、本協議会の業務に支障を及ぼさない限度において、貸出しを希望する市民団体等の活動実績、構成員数等を考慮の上、決定する。ただし、備品の使用が次の各号に該当する場合は、貸出しを行わない。

- (1) 法令や公序良俗に反するおそれがあるとき
- (2) 特定の政治活動、思想活動又は宗教活動に利用されるおそれがあるとき
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、使用を不適切と認めるとき

2 貸出しは、原則として先着順とする。
3 貸出期間は、貸出日及び返却日を含めて 7 日以内とする。ただし、特別に必要な場合は、この限りでない。

(貸出通知等)

第 5 条 備品の貸出しについては、貸出通知書（様式第 2 号）により貸出申込書を提出した市民団体等に通知する。
2 備品の貸出しについて、物品管理上必要な条件は前項の通知書に記載するものとする。
3 備品の貸出しを受ける市民団体等は、貸出日当日の執務時間内に、本協議会の指定する場所において当該備品を受領しなければならない。
4 備品の受領に際し必要となる運搬等の費用は、貸出しを受ける市民団体等が負担する。

(使用料)

第 6 条 備品の使用料は無償とする。

(使用上の遵守事項)

第 7 条 備品の貸出しを受けた市民団体等は、当該備品の使用にあたって、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 貸出申込書の記載どおりに使用すること
- (2) 譲渡又は転貸しないこと
- (3) 汚損・破損・紛失防止のため、取扱いには十分注意し、修繕、洗浄又は弁償が必要になった場合は速やかに本協議会に報告のうえ、本協議会の指示に従い、貸出しを受けた市民団体等の責任と費用負担により修繕等必要な措置を講ずること

(貸出の取消し)

第 8 条 備品の貸出しを受けた市民団体等は、この要綱及び第 5 条第 1 項に規定する貸出通知書に記載された条件に従い、備品を使用しなければならない。

2 備品の貸出しを受けた市民団体等は、備品の貸出しを取り消された場合、速やかに貸出しを受けた備品を本協議会の指定する場所に返却しなければならない。

(庶務)

第 9 条 本協議会が管理する備品の貸出し等に関する庶務は、本協議会事務局において処理する。

2 備品の貸出しについては、備品貸出簿（様式第 3 号）により、貸出管理を行う。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、本協議会が管理する備品の貸出し等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 2 年 6 月 16 日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

備品貸出申込書

令和 年 月 日

島根半島・宍道湖中海（国引き）ジオパーク推進協議会
会長 様

申込者 住 所
氏 名 印
（団体の場合は団体名及び代表者名を記入すること）
電話番号 （ ）

備品を次のとおり使用したいので、貸出を希望します。

申込みにあたり、使用上の事項を遵守します。また、使用において発生した損害について、貴協議会に補償等の請求はしません。

記

1. 使用用品及びその数

※貸出は原則として先着順とする

2. 使用目的

3. 使用場所

4. 貸出希望期間（※貸出日及び返却日を含めて7日以内）

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日まで

5. 使用上の遵守事項

- (1) ジオツアー等ジオパーク活動を推進する取り組みを実施する目的にのみ使用すること
- (2) 譲渡又は転貸しないこと
- (3) 汚損・破損・紛失防止のため、取扱いには十分注意し、修繕・洗浄又は弁償が必要になった場合には、速やかに担当者へ報告のうえ、担当者の指示に従い、貸出しを受けた市民団体等の責任と費用負担により修繕等必要な措置を講ずること
- (4) 使用にかかるけがや事故等について、協議会は一切の責任を負わない

様式第2号（第5条関係）

備品貸出通知書

令和 年 月 日

様

島根半島・宍道湖中海（国引き）ジオパーク推進協議会
会長

令和 年 月 日付けで貸出申込みのありました備品について、次のとおり条件（【注意事項】を含む。）を付して貸し出すことを通知します。

- ・使用目的：
- ・使用場所：
- ・使用期間：令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
- ・貸出用品及びその数

令和 年 月 日付けで貸出申込みのありました備品について、次の理由により貸出しを行うことができないことを通知します。

- ・貸出しを行うことができない理由：

【注意事項】

1. ジオツアー等ジオパーク活動を推進する取り組みを実施する目的にのみに使用すること。
2. 譲渡又は転貸しないこと。
3. 備品の貸出しを受ける市民団体等は、貸出日（上記「使用期間」の始期）当日の執務時間内に、本協議会の指定する場所で備品を受領すること。受領に際し必要となる運搬等の費用は、貸出しを受ける市民団体等が負担すること。
4. 汚損・破損・紛失防止のため、取扱いには十分注意し、修繕・洗浄又は弁償が必要になった場合には、速やかに担当者に連絡のうえ、担当者の指示に従い、貸出しを受けた市民団体等の責任と費用負担により修繕等必要な措置を講ずること。
5. 使用にかかるけがや事故その他備品の貸出しに関して発生した損害について、本協議会は一切の責任を負わない。
6. 使用期間中であっても、本協議会から備品の返却を求められた場合又は貸出しが取り消された場合は、速やかに返却すること。

